環境物品等の調達の推進に関する基本方針

2.特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア、判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たす もの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ.判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、 品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定

める適正な手続に従って行うものとする。

エ.公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物(建築物を含む。)は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等 別記のとおり。

19.公共工事

(1)品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】
	契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 1 に示す 資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。

注)義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達	分類	品	目名	品目ご との判																							
品目名	刀积	(品目分類)	(品目名)	断の基 準																							
公共工事	資材		建設汚泥から再生した処理土	表 2																							
			土工用水砕スラグ																								
		盛土材等 	銅スラグを用いたケーソン中詰 め材																								
			フェロニッケルスラグを用いた ケーソン中詰め材																								
			地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ																							
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材																								
			フェロニッケルスラグ骨材																								
			銅スラグ骨材																								
																											電気炉酸化スラグ骨材
			再生加熱アスファルト混合物																								
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物																								
							中温化アスファルト混合物																				
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材																								

	再生骨材等
小径丸太材	間伐材
78.4.4.5.1	高炉セメント
混合セメント	フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
コンクリート及びコンクリー ト製品	透水性コンクリート
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付け コンクリート
	下塗用塗料(重防食)
塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示 用水性塗料
	高日射反射率塗料
防水	高日射反射率防水
	再生材料を用いた舗装用ブロッ ク(焼成)
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
	バークたい肥
園芸資材	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
道路照明	環境配慮型道路照明
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯 ブロック
タイル	陶磁器質タイル
建具	断熱サッシ・ドア
	製材
生11++ 22	集成材
製材等	合板
	単板積層材
フローリング	フローリング
1	l

 1		1	
		パーティクルボード	
	再生木質ボード	繊維板	
		木質系セメント板	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	变圧器	
		吸収冷温水機	
		氷蓄熱式空調機器	
	空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機	
		送風機	
		ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化 ビニル管	
		自動水栓	
	衛生器具	自動洗浄装置及びその組み込み 小便器	
		洋風便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
建設機械		排出ガス対策型建設機械	表 3
	-	低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用し た法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列 壁工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			<u>u</u>

		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から 再生した処理 土	【判断の基準】 建設汚泥から再生された処理土であること。 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策 法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環 境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。
	土工用水砕ス ラグ	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用され た土工用材料であること。
		【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用 いたケーソン 中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂) 天然砂利、 砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用すること ができる銅スラグであること。
	フェロニッケ ルスラグを用 いたケーソン 中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂) 天然砂利、 砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製 鋼スラグ	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂 (海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
		【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリー ト用スラグ 骨材	高炉スラグ骨 材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨 材であること。
		【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	フェロニッケ ルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂) 天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使 用された骨材であること。

	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された 骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使 用された骨材であること。
		【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
アスファル ト混合物	再生加熱アス ファルト混合 物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれる こと。
	鉄鋼スラグ混 入アスファル ト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが 使用されていること。
		【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30 程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混 入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	再生骨材等	【判断の基準】
		コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造 した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】
		高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラ グが使用されていること。
	フライアッシ ュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量 のフライアッシュが使用されていること。

セメント	エコセメント	【判断の基準】
		都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1
		トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用
		されていること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において 使用するものとする。

F 7	ンクリー 及びコン リート製	リート	【判断の基準】 透水係数 1×10 ⁻² cm/sec以上であること。
-----	----------------------	-----	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分に おいて使用するものとする。

鉄鋼スラグ 水和固化体	鉄鋼スラグブ ロック	【判断の基準】 骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上 使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用 していること。
		別表
		【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
吹付けコン クリート	フライアッシ ュを用いた吹 付けコンクリ ート	
塗料	下 塗 用 塗 料 (重防食)	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機 溶剤型の路面 標示用水性塗 料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC) の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が 5%以下であること。
	高日射反射率 塗料	【判断の基準】 明度 L *値が40.0以下の場合は、近赤外域における日射反射 率が40.0%以上であること。明度 L *値が40.0を超す場合は、 近赤外域における日射反射率(%)が明度 L *値の値以上で あること。
備考)1 7	<u>-</u> 木頂の判断の其準	- の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有す

- 備考)1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
 - 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 による。

防水	高日射反射率	【判断の基準】
	防水	近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

- 備考)1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層 の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げ として施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
 - 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

舗装材 再生材料を用 いた舗装用ブ ロック(焼成)

【判断の基準】

原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同 表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を 用い、焼成されたものであること。

再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、 重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。

【配慮事項】

土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。

別表

7312	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず
無機珪砂(キラ)	対象
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材	
廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスび	
んを除く)	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融ス
	ラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず
湖沼等の汚泥	対象

再生材料を用いた舗装用プロッキャストリー ション・カール が出いた製品)

【判断の基準】

原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。

再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	

備考)判断の基準 については、JIS A 5031(一般廃棄物,下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)に定める基準による。

園芸資材

バークたい肥

【判断の基準】

以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。

・有機物の含有率(乾物) 70%以上・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下

・陽イオン交換容量 [CEC] (乾物) 70meq/100g以上

・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65%

・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない

・窒素全量〔N〕(現物)
 ・りん酸全量〔P₂O₅〕(現物)
 ・加里全量〔K₂O〕(現物)
 0.5%以上
 0.2%以上
 0.1%以上

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥 コンポスト)

【判断の基準】

以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。

・有機物の含有率(乾物)
・炭素窒素比〔C/N比〕
・pH
・水分
・空素全量〔N〕(現物)
・りん酸全量〔P2O5〕(現物)
35%以上
20以下
8.5以下
50%以下
1.0%以上
1.0%以上

・アルカリ分(現物)

15%以下(ただし、 土壌の酸度を矯 正する目的で使 用する場合はこ の限りでない。)

- 備考)1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
 - 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号)に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道 路照明	【判断の基準】 高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプ を用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施 設と比較して電力消費量が45%以上削減されているもので あること。
		【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適 切な光源を選択すること。
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されて いること。
		【配慮事項】 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

備考)「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

タイル	陶磁器質 タイル	【判断の基準】 原料に再生材料(別表の左欄に掲げる表の右欄に掲げる前処理方法に従って用いられているものであること。再生材料が原材料の重量比で20%以上れている場合は、それらの材料の合計ただし、再生材料の重量の算定におい同一工場からの廃材の重量は除かれる土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8、号)の規定に従い、製品を2mm以下に料重金属等有害物質の溶出について問題の 【配慮事項】 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律に従い、製品を2mm以下に粉砕したもの害物質の含有について問題のないこと。	処理されたもの等)が (複数の材料が使用さ)使用されていること。 て、通常利用している ものとする。 月23日環境庁告示第46 分砕したものにおいて、 ないこと。
		別表 再生材料の原料となるものの分類区分	益加田之法
			前処理方法
		無機珪砂(キラ)	」前処理方法によら ず対象
		鉄鋼スラグ	
		非鉄スラグ	-
		鋳物砂	
		陶磁器屑	
		石炭灰	
		廃プラスチック	
		建材廃材	
		廃ゴム	
		廃ガラス (無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	
		製紙スラッジ	
		アルミスラッジ	
		磨き砂汚泥	_
		石材屑	
		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融 スラグ化
		上水道汚泥	前処理方法によら
		湖沼等の汚泥	ず対象
建具	断熱サッシ・ド ア	【判断の基準】 建築物の窓等を通しての熱の損失を防次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであるこ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有意	と。

られたドアであること。

		【配慮事項】 サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。
製材等	製材	【判断の基準】
		間伐材、林地残材又は小径木であること。 以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
		【配慮事項】
		原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から
		産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場
		から発生する端材等の再生資源である原木は除く。
	集成材	【判断の基準】
	合板	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残
	単板積層材	材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以
		外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又
		は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切に
		なされたものであること。
		以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材
		等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料 の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域に
		おける森林に関する法令に照らして手続が適切になされた
		ものであること。
		居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均
		値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
		【配慮事項】
		間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残
		材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が
(井 本 〉 1 -		営まれている森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
 - 2 「製材等」の判断の基準の は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

フローリン フローリング

【判断の基準】

間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

【配慮事項】

間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残 材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営 が営まれている森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
 - 2 判断の基準の は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続 可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 パーティクル ボード ボード

【判断の基準】

繊維板

木質系セメン ト板 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、

官板・製材工場から発生する場材等の残材、建築解体不材、 使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及 び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあ っては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された 国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切 になされたものであること。

居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

【配慮事項】

	合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、
	使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及
	び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあ
	っては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれてい
	る森林から産出されたものであること。

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続 可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

ビニル系床材	ビニル系床 材	【判断の基準】 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以 上使用されていること。
		【配慮事項】 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについ て配慮されていること。

備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 PF に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。
		【配慮事項】 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。
変圧器	变圧器	【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて 算出した数値を上回らないこと。
		【配慮事項】 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

絶縁材料としてガスを使用するもの

H 種絶縁材料を使用するもの

スコット結線変圧器

3以上の巻線を有するもの

柱上変圧器

単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの

三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの

樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの

定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの

風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

		区分		基準エネルギー
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定格容量	消費効率の算定式
油入变圧器	単 相	50 H z		E = 15.3S ^{0.696}
		60 H z		E = 14.4S ^{0.698}
	三相	50 H z	500kVA 以下	E = 23.8S ^{0.653}
			500kVA 超	E = 9.84S ^{0.842}
		60 H z	500kVA 以下	E = 22.6S ^{0.651}
			500kVA 超	E = 18.6S ^{0.745}
モールド変圧	単 相	50 H z		E = 22.9S ^{0.647}
器		60 H z		E = 23.4S ^{0.643}
	三相	50 H z	500kVA 以下	E = 33.6S ^{0.626}
			500kVA 超	E = 24.0S ^{0.727}
		60 H z	500kVA 以下	E = 32.0S ^{0.641}
			500kVA 超	$E = 26.1S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
 - 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
 - 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:W)

S:定格容量(単位:kVA)

- 4 表の規定は、日本電機工業会規格1482及び1483に規定する準標準仕様変圧器について も準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10(モールド変圧器にあっては1.05)を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第61号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器|吸収冷温水機|【判断の基準】

冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。
 - 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 冷房の成績係数

区分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.10
冷凍能力が 186kW 以上	1.15

空調用機器	氷蓄熱式	【判断の基準】
	空調機器	氷蓄熱槽を有していること。
		冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
		冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショ ナーをいう。
 - 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。
 - 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

氷蓄熱ユニット

定格日量冷却能力(kW・h)

成績係数 = 定格蓄熱消費電力量(kW·h)+昼間熱源機冷却消費電力量(kW·h)

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数 = 日量蓄熱利用冷房効率

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク 負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合)を 85%として、この時のピーク負荷熱 量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に 規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量を いう。

		室内側入口]空気条件	室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷	定格冷房	27	19	35	-
房	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7 で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに 消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位:

		室外側空気条件		
		乾球温度	湿球温度	
冷却	定格冷却	35	-	
	定格冷却蓄熱	25	-	

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機 と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジ	【判断の基準】
	ンヒートポ	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
	ンプ式空気	成績係数が表1又は表2に示された区分の数値以上であること。
	調和機	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷 房能力が 28kW 以上のものとする。

表 1 JIS 適合機種

区分	期間成績係数(APF)
冷房能力が 28kW 以上 35kW 未満	1.67 以上
冷房能力が 35kW 以上	1.86 以上

1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1 による。

表 2 JIS 適合外機種

X	分	一次エネルギー換算成績係数(COP)
冷房能力が 28㎏	N 以上 67 kW 未満	1.33 以上
冷房能力が 67㎞	W 以上	1.23 以上

1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により 算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP=(Cc/(Egc+Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP: 一次エネルギー換算成績係数

Cc :冷房標準能力(単位:kW)

Egc:冷房ガス消費量(単位:kW)

Eec: 冷房消費電力(単位: kW)を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算

した値 (単位:kW)

Ch :暖房標準能力(単位:kW)

Egh:暖房ガス消費量(単位:kW)

Eeh: 暖房消費電力(単位: kW)を1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換

算した値(単位:kW)

2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

空調用機器	送風機	【判断の基準】
		高効率モーターが使用されていること。

- 備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
 - 2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】
		高効率モーターが使用されていること。

- 備考)1 高効率モーターは、JISC4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
 - 2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする

配管材	排水・通気 用再生硬質 ポリ塩化ビ ニル管	【判断の基準】 排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で30%以上使用されていること。
		【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整ってい ること。

- 備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ 塩化ビニル管を用いる場合において適用する。
 - 2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2)「ポストコンシューマ材料」の定義による。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装 置及びその 組み込み小 便器	洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量
	洋風便器	【判断の基準】 洗浄水量が8.5L/回以下であること。

備考)自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、 手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリ	再生材料	【判断の基準】			
ート用型	を使用し	再生材料を使用した型枠については、再生材料(別表に掲げる			
枠	た型枠	ものを原料としたもの)が原材料の重量比で50%以上(複数の			
		材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用され			
		ており、使用後の再リサイクルが行われていること。			
		마=			
		別表			
		再生材料の原料となるものの分類区分			
		廃プラスチック			
		古紙パルプ			
		【配慮事項】			
		再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及			
		び経済性(材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮)			
		が確保されたものであること。			
		が確保で1000であること。			

- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
 - 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表3【建設機械】

K J LEIXIMI							
品目名		判断の基準等					
排出ガス対 策型建設機 械	搭 1	【判断の基準】 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が 1 に掲げる値以下のものであること。 (別表1)				が黒煙の量が 別	表
		対象物質(単位) HC NOx CO				黒煙	
		出力区分	(g/kW•h)	(g/kW•h)	(g/kW∙h)	(%)	
		7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	
		15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	
		30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50	
	'		•	•			

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日 施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく 使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使 用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

低騒音型建【判断の基準】 設機械

建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。

(別表2)

機種	機関と	出力((kW)	騒音基準値 (dB)
		Р	< 55	102
ブルドーザー	55	Р	< 103	105
	103	Р		105
		Р	< 55	99
 バックホウ	55	Р	< 103	104
ハックかり 	103	Р	< 206	106
	206	Р		106
		Р	< 55	100
ドラグライン	55	Ρ	< 103	104
クラムシェル	103	Ρ	< 206	107
	206	Р		107
		Р	< 55	102
トラクターショベル	55	Р	< 103	104
	103	Р		107
		Р	< 55	100
クローラークレーン トラッククレーン	55	Р	< 103	103
ホイールクレーン	103	Р	< 206	107
100 D - D	206	Р		107
バイブロハンマー				107

油圧式杭抜機		Р	< 55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機	55	Р	< 103	102
油圧式杭圧入引抜機	103	Р		104
		Р	< 55	100
アースオーガー	55	Р	< 103	104
	103	Р		107
		Р	< 55	100
 オールケーシング掘削機	55	Р	< 103	104
	103	Р	< 206	105
	206	Р		107
		Р	< 55	100
アースドリル	55	Р	< 103	104
	103	Р		107
さく岩機(コンクリートブ レーカー)				106
ロードローラー		Р	< 55	101
タイヤローラー	55	Р		104
振動ローラー				
		Р	< 55	100
コンクリートポンプ(車)	55	Р	< 103	103
	103	Р		107
		Р	< 55	99
 コンクリート圧砕機	55	Р	< 103	103
	103	Р	< 206	106
	206	Р		107
アスファルトフィニッシ		Р	< 55	101
\(\frac{1}{2} \)	55	Р	< 103	105
1	103	Р		107
コンクリートカッター				106
 空気圧縮機		Р	< 55	101
★レ/_上河口 灰	55	Р		105
 発動発電機		Р	< 55	98
ルカルモル	55	Р		102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土 有効利用工法	低品質土有効 利用工法	【判断の基準】 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再 生処理工法	建設汚泥再生 処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場 内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策 法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環 境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法		【判断の基準】 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目 的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法である こと。

舗装(路盤)	路上再生路盤 工法	既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕し て混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法で
		あること。

備考)アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工	伐採材又は建	【判断の基準】
法	設発生土を活	施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場にお
	用した法面緑	いて有効利用する工法であること。
	化工法	ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で
		添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占
		めること。

山留め工法	泥土低減型ソ	【判断の基準】
	イルセメント	セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント
	柱列壁工法	系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生す
		る泥土が低減できる工法であること。

備考)本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、 道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装である こと。

備考)道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であるこ
		と。

備考)雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において 使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有する ものであること。
		【配慮事項】 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保 水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考)建物の屋上等において設置するものとする。